（法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第八十三条　法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～三　（略）

四　第六十五条第一項、第三項及び第四項の規定による添付書類の省略に係る事務

五　（略）

六　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第八十三条**　法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～三　（略） 四　第六十五条第一項、第三項及び第四項の規定による添付書類の省略に係る事務 五　（略） 六　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第八十三条**　法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～三　（略） 四　第六十五条第一項から第四項までの規定による添付書類の省略に係る事務 五　（略） （新設）
（認定の請求） **第三十二条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から七月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百六十二万千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略） 3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百六十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百六十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ　請求者の前年の所得の額並びに法第十五条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書	（認定の請求） **第三十二条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） （新設） 四・五　（略） 3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から七月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次号において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。以下この項及び第四十七条第三項において同じ。）が四百六十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百六十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ　請求者の前年の所得の額並びに法第十五条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書